

船橋市一般廃棄物収集運搬業許可業者搬入車両空車重量登録方法に関する基準

(目的)

1. 許可業者が各清掃工場に搬入する一般廃棄物(事業系廃棄物)の重量を正確に把握するため実施する。

(計量時期)

2. 登録車両は、1月から3月までの間で市が設定した期間内の、南部清掃工場の搬入日(昼間)に、年1回空車重量の計量を実施し、翌年度の重量とする。ただし、新たに空車重量の登録をする場合はこの限りではない。

(対象車両)

3. 許可車両の塵芥車のみ(平ボデー・フックロール車及びダンプ車等を除く。)とする。

(計量方法)

4. 南部清掃工場において、工場への搬入が終わり洗車した後に1回計量する。なお、計量に当たっては、次の条件の元に行うものとする。
 - (1) 1名乗車の状態
 - (2) 燃料は、半分の状態

(調査票)

5. 市が別に定める空車重量調査票に基づき行うものとする。

(附則)

- この基準は、平成20年7月25日から実施する。
- この基準は、平成22年1月4日から実施する。
- この基準は、平成29年3月14日から実施する。
- この基準は、令和2年1月31日から実施する。
- この基準は、令和6年3月1日から実施する。